

資 料 提 供	
	令和7年5月23日
課 名	総務課・秘書課
担当者	信行・今岡
電 話	2380・2352
直通番号	082-513-2380・2356

「政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例」に基づく広島県知事に係る報告書の訂正について

このことについて、令和6年度に作成された「知事の所得等報告書」及び「知事の関連会社等報告書」に関して、令和7年4月24日付けで訂正届の提出がありました。

1 訂正された報告書及びその内容

訂正された報告書	訂正箇所
令和6年4月26日付け 所得等報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得の所得金額 「23,090,903円」から「23,110,903円」に訂正 ・ 基因となった事実 「広島県給与」から「広島県給与、広島県水道広域連合企業団給与」に訂正
令和6年4月26日付け 関連会社等報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社その他の法人の名称 「該当なし」から「広島県水道広域連合企業団」に訂正 ・ 住所 「広島市中区基町10-52」を追記 ・ 役員、顧問その他の職名 「企業長」を追記

2 訂正の理由

広島県水道広域連合企業団企業長に就任し、報酬を得ていることについて、記載が必要だったため。

3 報告書の閲覧について

(1) 閲覧時間

午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
(ただし、広島県庁の閉庁日を除く。)

(2) 閲覧場所

広島県庁南館1階「行政情報コーナー」

(3) 閲覧者

どなたでも閲覧できます。

(4) 閲覧手続

閲覧請求書(別記様式)に所定事項の記入が必要です。

- (注) ○ 報告書の内容についての照会は、秘書課 今岡(内線2352)へお願いします。
○ 資産公開制度についての照会は、総務課 信行(内線2380)へお願いします。

別記様式

資産等報告書等閲覧請求書

令和 年 月 日

広島県知事様

請求者氏名 _____

政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例の規定に基づき、次のとおり報告書の閲覧を請求します。

閲覧日	令和 年 月 日
閲覧しようとする 報告書 〔 該当する報告書の番号を ○で囲んでください。 〕	1 資産等報告書 (年度作成分) 2 資産等補充報告書 (年度作成分) 3 所得等報告書 (年度作成分) 4 関連会社等報告書 (年度作成分)

<職員記載欄>

閲覧報告書名等	
---------	--